

大田区保育園・学童保育保育料検討委員会会議録取扱要領

平成27年10月13日 大田区子ども家庭部長 決定

1 目的

この要領は、「大田区保育園・学童保育保育料検討委員会設置要綱」第11条の規定に基づき、作成する会議録の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議録の作成

- (1) 会議録は、会議終了後速やかに大田区こども家庭部子育て支援課が作成する。
- (2) 会議内容の記述は、以下の内容を含むものとする。
 - (ア) 議題及び議事概要
 - (イ) 出席した委員の氏名
 - (ウ) 発言者及び発言内容
 - (エ) その他委員長が必要と認めた事項
- (3) 発言者については委員、事務局等を区別し、発言された内容においてはその要旨とする。

3 会議録の公開

- (1) 会議録は、委員長の承認により公開する。
- (2) 会議録の公開は、大田区ホームページへの掲載及び大田区区民情報コーナーにおいて閲覧に供することにより行う。

4 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮り、定めるものとする。